



特定行為研修後に活躍する、修了者の声

手応え

訪問看護ステーションの利用者の方が胃ろうを交換する際、今まで家族が介護タクシーを予約するなどして、交換のたびに診療所で受診していました。利用者、家族からも負担が大きいといった声を聞くことがあり、看護師としてジレンマを感じていました。これからは条件が整えば、手順書に従い看護師だけでも交換を行うことができ、利用者、家族の負担を軽減できると思います。

看護の質

特定行為研修で、医学的根拠に基づいた臨床推論や臨床薬理、フィジカルアセスメントを学んだことで、看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解することができるようになりました。「医師からの説明が難しかった」という患者の声に対し、医学用語をわかりやすく患者や家族に説明できるようになったり、疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになり、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。



修了者と協働する医療スタッフの声

看護管理者

私たちの地域では開業医の高齢化が進んでおり、今後地域の訪問診療を行う医師が減少する可能性があります。そうなる前に看護師が特定行為研修を修了し、手順書により特定行為を行えるようになることで、地域医療に貢献しなければと思いました。
(訪問看護ステーション管理者)

同僚

朝のカンファレンスで患者の病態を報告する際、特定行為研修の修了者から具体的で根拠に基づいた助言をもらえるようになりました。
その姿を見て私も後に続かなければと思うようになり、特定行為研修を受講する予定です。

看護管理者

研修修了者が、特定行為研修の共通科目で学んだ医学的な知識を用いて、看護師の視点から、後輩スタッフのアセスメント能力が向上するような助言を行っているため、ステーション全体の看護の質が向上しています。
(訪問看護ステーション管理者)

医師

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると思っています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。
(クリニック医師)

* 本リーフレットにおける「修了者」には、実習中の受講者を一部含みます。



特定行為研修についての詳細

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

<特定行為に係る看護師の研修制度>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

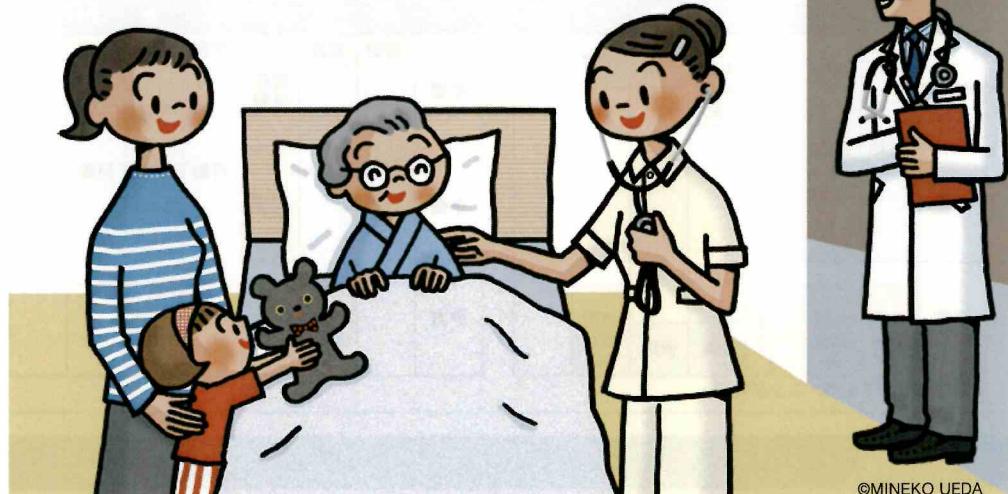


施設管理者・看護管理者の皆さんへ

これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」

ご案内

あなたの施設の看護師を育てよう!



©MINEKO UEDA

——「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。



「特定行為研修」って、どういうもの？

目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示)によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。

特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。

研修内容

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

特定行為研修は、働きながら受講ができます

●研修のイメージ

共通科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前					共通科目※	夜勤	夜勤
午後	日動	日動	日動				
夕方	共通科目※	共通科目※	共通科目※	夜勤	夜勤	共通科目※	

※自宅や職場でe-ラーニング受講

区別科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	実習	実習	自己学習	実習	実習	実習	自己学習
午後	日動	日動	実習	日動	日動	日動	
夕方		自己学習		自己学習			

実施機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

※【区別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが可能です。



特定行為研修の受講生が所属する施設の

施設管理者・看護管理者の役割

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、以下のようなことが必要です。

- ① 研修受講中の研修生の身分保障
- ② 受講にあたっての勤務日や業務の調整
- ③ 研修修了後の配置先の検討
- ④ 修了者と働く医師や他スタッフ、施設内への修了者の活動に関する周知など

Q & A



指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修を実施している指定研修機関は全国にあります。

詳しくは、厚生労働省のウェブサイトからご覧ください。



<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区別科目によりますが、おおむね5か月～2年間で修了することができます。

詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



特定行為研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区別科目によりますが、おおむね30万円～250万円かかります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

特定行為研修には、以下のような支援制度があります



教育訓練給付

一定の要件を満たした雇用保険の被保険者、または被保険者でなくなってから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の4割（上限20万円）を受給することができる制度です。

※教育訓練給付は、一定の条件を満たす研修に限ります。

※給付を受けるには、研修を受講する看護師ご本人の手続きが必要です。

受講を検討している看護師の方へご周知ください。

※被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。

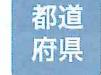
→ 詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。



人材開発支援助成金

事業主が、雇用している者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練にかかる費用や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

→ 詳細は、最寄りの労働局またはハローワークにお尋ねください。



地域医療介護総合確保基金

いくつかの都道府県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、研修を受講する受講生やその研修生が所属する施設に対して、受講料や代替職員雇用の費用等の支援を行っています。

→ 詳細は、都道府県にお尋ねください。